

会 議 録（要点記録）

会 議 名	第 3 7 期小金井市公民館運営審議会第 8 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	令和 6 年 9 月 4 日（水）午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 8 分		
開 催 場 所	公民館本館 学習室		
出 席 委 員	本川委員長 倉持副委員長 橋本委員 福井委員 大坪委員 石原委員 稲垣委員 吉田委員 川原委員		
欠 席 委 員	浅野委員		
事 務 局 員	渡邊公民館長 諏訪庶務係長 八方事業係主査		
東分館・緑分館・貫井北 事業運営受託者	N P O 法人市民の図書館・公民館こがねい 鈴木東分館長 伊藤緑分館長 村山貫井北分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	3 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	1 開会 2 第 7 回公民館運営審議会の議事録の承認について 3 報告事項 （１）東京都公民館連絡協議会 委員部会の報告について （２）公民館事業の報告について 4 協議事項 公民館有料化について 5 審議事項 公民館事業の計画について 6 閉会 配付資料 資料 1 委員部会報告 資料 2 公民館事業の報告 資料 3 第 3 7 期第 7 回公運審での主な意見と整理すべき事項について 資料 4 小金井市公民館利用のガイドライン（案） 資料 5 公民館利用申請登録状況調べ 資料 6 公民館事業の計画 資料 6－2 市民がつくる自主講座変更一覧		

1 開会

2 第7回公民館運営審議会の議事録の承認について

【本川委員長】

第7回の公民館運営審議会の議事録については承認ということによろしいか。

(異議なし)

3 報告事項

(1) 東京都公民館連絡協議会 委員部会の報告について

【吉田委員】

第3回運営委員会（定例会）は7月25日に柳沢公民館で開催され、8市参加、1市欠席であった。

報告事項では、前回委員部会運営委員会の議事録の承認、役員会における分担金の入金状況等の説明及び、全公連東京大会、第46回全国公民館研究集会が新潟県上越市で開催の報告がされた。

協議事項では、前回も話題となっている10月26日に行われる研修会の講師招聘は、候補者を検討している。

情報交換での小金井市は、緑センターの夏休みで活発に展開されている点をPRした。次回は、今月26日、柳沢公民館で開催される。

(2) 公民館事業の報告について

【八方事業係主査】

今回、5館、16事業について報告で、内容については資料2をご覧ください。

【本川委員長】

質問、意見等があればお願いします。

【福井委員】

報告様式について、改善され、質問もしやすくなった。

14ページの講座はNHKで全国放映され、講座自体の参加者がディスカッション等であるが非常に良いもので、たまたま見る機会があったが、こういった情報は公運審委員に連絡されるほうがよかったと思う。

14から16ページの実人数内訳が記載されていないが、全てのページで同様にしていただきたい。

また、3ページの感想欄にある不測の事態とは何か。

【八方事業係主査】

水とエネルギー館見学の後には道の駅で食事の予定であったが、別団体により席が埋まっており、食事時間等のスケジュールに若干変更があったことによるものである。

【稲垣委員】

福井委員からのご質問で概ねわかったが、小金井市の公民館の事業は非常にレベルが高く誇るべきことだと思っている。

特に1ページの本館「子どもの人権」はずっとシリーズでやっており、素晴らしい内容であるが、感想に「参加者が少なかった」ともあり、6割ぐらいの参加となっている。何とかもっとたくさんの方に参加していただきたい。

デスカフェは見逃したので、残念に思う。最近市報に載っていたデスカフェの企画は同じ内容であるのか。

また、指摘のあった実人数内訳は、ぜひ入れていただきたい。年代だけでなく、地区も結構重要で注目している。

【本川委員長】

今の質問に対してはいかがか。

【村山貫井北分館長】

事業計画で併せて説明したい。

【稲垣委員】

分かりました。

【福井委員】

4ページの募集方法項目で「公民館のX」と書かれているが、もう少し誰が見ても分かるように置き換えることを提案したい。

【渡邊公民館長】

旧ツイッターであり、正式名称としてはXである。

【福井委員】

一般的にはこのXを理解されていない市民が多いと思うので、旧ツイッターと分かりやすく表現されたほうがいいのではないか。

【渡邊公民館長】

市全体でどういった表現しているかを改めて確認したい。

【福井委員】

お願いします。

【本川委員長】

情報の共有は前回もお願いしているところであるが、公民館運営審議会なりに皆さんが委員として知っているといい情報であるので、事前に周知をお願いしたい。

【川原委員】

4 ページのボディメイクに参加したが、これはテクノスカレッジと共同で設備を借りて行っている。公民館以外で、地域のほかの設備を借りて行えるのは、いいことだと感じている。

子どもの人権講座はすばらしい内容であり、子育て世代の参加ができないのはもったいないと思う。一時期、講座の内容を動画に落として見るのができたような気がしているが、アーカイブをどこかで見られるといい。今後、ユーチューブで後から拝聴できれば時間に縛られず、市民に限らなくなる。

NHKの取材の経緯はどういったものであるか。より多く宣伝するため、Xを活用すると思う。

15 ページにある「社会教育実習生も参加」とは、学芸大の生徒かと思うが、どういった経緯で参加されているのか。

【村山貫井北分館長】

NHKの取材は初めてではなく、NHKが図書館の情報をリサーチし、取材された経緯である。

社会教育学生は毎年、東京学芸大学から小金井市への依頼によるもので、今年度、依頼は届いていないが、実習生をお預かりし、一緒に取り組んでいる。

4 協議事項

(1) 公民館有料化について

【渡邊公民館長】

資料3を御覧いただきたい。前回の公運審の中での意見を項目ごとに記載した。

「公民館の活性化」に係る意見として、交流の場の確保、周知の方法、施設や備品の整備、若い世代の新規獲得に関する意見をいただいた。

「減免・受益者」に関しては、18歳以下の団体は無料が妥当といった具体的な意見、月謝や会費を徴収している団体の取扱い、同じような活動内容であっても目的や運営方法などによって取扱方法を変えるべきではといった意見、主催講座からのサークル立上げの段階の一定期間減免してはどうか、といった意見があった。また、今後、どのような団体にどのような活動に使用してもらいたいのかということが減免の対象範囲になるのではないかと、といった意見をいただいた。

「利用のルール」に関しては、活動団体が増えれば増えるだけルールがおざなりになってしまっているという意見、有料化と併せた検討の必要性、18歳以下の団体の利用ルールなどについて御意見をいただいた。

本日、さらに細かい部分について御意見があれば伺いたい。

資料4をご覧いただきたい。公民館利用ガイドライン（案）である。事務局としても公民館のルールが曖昧のまま、徹底されていないこと認識しているところ、前回の公運審においてもルールがおざなりになっているとの意見をいただいている。

はじめに「1趣旨」を記載した。特に下線部について、曖昧となっており、利用者等も含めて共通の認識のもと適切に周知を図りたいと考えている。

「2公民館使用団体登録」については、公民館使用団体登録要綱から抜粋した内容である。

「3公民館の使用について」は、予約やキャンセルに関するルールを記載した。

「4 公民館の利用上の注意」については、諸室の定員に応じた利用、音楽活動等に関する周辺への配慮、構成員以外の定期利用の制限等、公民館を適切に使用してもらうためのルールを記載した。

「5 公民館における営利活動の制限、禁止事項」について、現状は、団体には講師を置くことはできるが、代表者や連絡者を兼ねることはできないこととしている。講師自らが代表者となる場合、特定人に収益が帰属する、所謂、営利に該当するおそれがあることから禁止している。公民館使用登録団体に対しては、これまでも、一定説明してきた内容ではあるが、明記されたものがなかったため、利用者への周知も含め、意見も伺いながら整理したいと考えている。

資料5をご覧ください。公民館利用申請登録状況の調べである。前回の公運審において、貸館機能の実情についてのご意見があったことを踏まえ、半年間程度の登録申請状況約250件程度を調査し、特徴的な団体を抽出したものである。項目としては、活動内容、講師の有無、団体情報、団体構成員等となっており、基本的には利用者登録申請書に記載している内容である。

No.6 のストレッチ体操やヨガの活動団体は講師ありで月額3千円を徴収しており、団体情報は公開している。団体構成は市内在住者9名で活動している団体である。

No.12 は社会教育関係団体で年間2千円を徴収し、団体情報は交換、139名の構成員で活動している団体である。その他にも、町会・自治会活動、マンション管理組合、障がい者団体、手話などのボランティア団体などがある。

今回、約250団体の活動状況を調査した個人的な見解としては、活動内容だけで判断するのは困難で、活動の目的、会費等の有無、団体情報の公開・非公開、市内在住等の構成割合など、複数の条件の組合せで判断できるような仕組みを構築する必要があると考えました。

例えば、高齢者を対象とした健康体操の団体であって、会費は無料、団体情報が公開されており、地域の人がいつでも参加できるような団体であれば、一定地域に貢献している団体活動ということで、減免ということも考えられる。逆に、講師がいて、月謝も徴収していて、団体情報が非公開ということであれば、使用料を徴収してもらうことが妥当ではないか、と考えている。

【本川委員長】

質問があればお願いします。

【福井委員】

構成員の人数の考え方について伺いたい。「No.1 茶道、華道、書道」という活動区分について、これは茶道等活動団体全体の平均値という認識でよいか。

【渡邊公民館長】

活動区分については、便宜的に整理したもので、この半年程度の間に申請があった団体の個別の申請状況を記載したものである。個別の団体が申請時に記載した内容である。

【倉持副委員長】

活動区分については、申請書の記載事項ではなく、事務局において便宜的に設定したものという認識でよい。

団体情報の公開・非公開については、例えば、公民館で体操の活動に参加したい人が、団体を紹介して欲しいときに、代表者や連絡者に繋ぐかどうかの区分ということでしょうか。

【渡邊公民館長】

そのとおりである。

【福井委員】

例えば、子供会が利用する場合、保護者のみで利用する場合や子供会のイベントで使用する場合があります。一つの団体であっても参加者が違う場合の取扱いなど細かい部分も検討する必要がある。

【本川委員】

細かい部分も含めて、公運審としての考え方を示す必要がある。その他、意見があればお願いします。

【稲垣委員】

会費等について、月額が記載されているが、活動する回数によって1回当たりの単価が変わってくる。一つの基準として、1回当たりの単価がわかると整理しやすいと思った。

ガイドライン（案）の2(1)「構成員の親族は団体構成員から除く」とはどういう意味か。5(4)「講師謝礼が著しく高額である場合」とあるが、例えば月額2万円という団体がある。構成員が21名となっていると月42万円というのは著しく高額という見方ができると思うが、具体的な定義がわかりづらいので、明確にすべきだと思う。

【渡邊公民館長】

月謝や会費の部分については、申請書の記載内容しか把握できていないというのが現状である。各団体の月の使用制限は5回または20時間以内とされていることから、1回当たりの単価が類推できるのではないかと。

ガイドライン（案）の構成員の親族についての考え方として、公民館は家族だけで使用できないというルールがある。例えば、構成員が10名の場合、このうち2名が夫婦とすると、構成員は9名としてカウントしている。公民館は社会教育施設であることから、家族や親族などの家庭教育とは区別して、このような運用を行ってきたものと思われる。

5(4)「講師謝礼が著しく高額である場合」については、他市のガイドラインを引用したもので、今後、意見をいただく中で具体的な基準を検討したいと考えている。現在、公民館の主催講座では1時間12,000円以内という基準で運用しており、この基準を大幅に上回る金額の場合、営利とみなすことができるのではないかと考えている。

【川原委員】

これまで、ガイドラインのようなものはなかったのか。

【渡邊公民館長】

小金井市公民館ご案内という冊子はあったが、運用方法や予約方法等も変わっており、現在は配布していない。

【川原委員】

公民館の使い方として、諸室の広さと利用人数が全然違う使い方をしている団体があると聞いたことがある。一定のルールが必要だと考える。

【渡邊公民館長】

ガイドライン（案）の4(1)に「各所室の利用定員に即した人数で利用すること」と記載している。実効性のある記載方法があればご意見を伺いたい。

【大坪委員】

最低利用人数を記載することも考えられる。

【吉田委員】

今後、正式にガイドラインを作成した場合、利用登録申請書が提出された時点で、ガイドラインに基づいて説明することになるのか。

【渡邊公民館長】

基本的には、そのような運用を行う予定である。ガイドライン（案）については、公運審の意見と合わせて、利用団体の意見なども伺いながら作成したい。

【大坪委員】

ガイドラインを作成した場合、全ての公民館使用登録団体に改めて申請してもらうことになるのか。すべての団体において、無料、有料等の区分けをするのであれば、ガイドラインの作成が優先ではないか。

【渡邊公民館長】

現状、すべての団体に、改めて申請してもらうことは、公民館の体制を考慮すると難しい。公民館使用登録団体は3年に1度、更新手続きを行うため、その際には、ガイドラインに即した説明をすることを想定している。

【大坪委員】

更新期限までは、無料で使用することになるのか。

【渡邊公民館長】

減免対象になる団体については、改めて、減免申請を行っていただくことになると思う。現状の考え方としては、原則、有料化の方向で進めることを想定している。

【大坪委員】

現在、営利活動を行っている団体については、どのように対応するのか。

【渡邊公民館長】

公民館条例において、公民館では営利活動は禁止している。ガイドライン（案）にもあるように、講師と代表者が異なっている場合には習い事活動を行うこともできることになる。建前上は、公民館において営利活動は行われていない。

【大坪委員】

実効性のあるガイドラインを作成する必要がある。また、無料、減免、有料の線引きが重要ということで理解した。

【本川委員】

約 1,900 団体ということであるが、改めて、精査する必要があるのではないか。適切なガイドラインの作成、運用を求める。

【渡邊公民館長】

公民館使用登録団体について、普段の業務の中で、一斉に情報発信することはほとんどない。令和 4 年度に公共施設予約システムを導入した際には、説明会なども開催し、各団体に周知したが、基本的には自動更新で処理している。使用料やガイドラインについては、必要に応じて説明会を開催する予定であるが、全団体に手続きをお願いすることは考えていない。

【川原委員】

約半年間で 250 団体が登録申請をしたということだが、1,900 団体の分布がわかるようであれば、お願いしたい。

【渡邊公民館長】

この半年程度で申請があったのが約 250 団体で、大よそではあるが、どのような団体が活動しているか、把握できたと思う。今後、いくつか具体的な団体を事例として、様々な視点からご意見をいただきたいと考えている。

【福井委員】

ガイドライン（案）が示されているが、公民館使用登録団体は登録時点において登録要綱を確認し、理解のうえ、手続きをしていると思う。

【大坪委員】

基本的には月謝、会費等を徴収している団体は有料が妥当である。あとは、無料とした団体であっても、基本的には無料としておいて、イベントなどで参加費を徴収するときは、有料とするような形で整理できないか。

【倉持副委員長】

会費等の有無で判断するという意見もわかるが、会費の中には、講師への謝礼だけではなく資料の印刷代や保険代などが含まれていることも考えられる。また、活動の内容や目的だけで判断するというのも自由な市民の社会教育活動を保障するという点からも会費等の有無だけ判断することは難しいと考える。

【大坪委員】

会費の徴収、非営利活動、公共性、団体情報の公開、構成員が市内在住などの要件をしっかりと把握できると判断材料が増えてくると思うが、把握できないことが一番の課題であると思う。

【倉持副委員長】

当初、公開・非公開というのは一つの判断基準と考えたが、例えば、障害のある方のリハビリ活動などは、非公開での活動が妥当のように思える。先ほど、事務局からも説明があったが、複数条件の組合せで検討することが妥当だと思う。

【稲垣委員】

個人的には、原則は有料で、減免規定を作るといいうのが基本的な考え方であるが、今の議論の流れは無料団体と有料団体の区分を検討するということか。

【大坪委員】

第36期からの申送りを受けて、今期、有料化を前提として、継続して検討していると認識している。有料化を進めるに当たり、減免基準をどこにするか、公平性の観点も含めて検討している。

【倉持副委員長】

稲垣委員と大坪委員のおっしゃるとおり、これまで協議してきたものと認識している。減免対象範囲の検討に当たり、具体的な事例に基づいて協議した方がよいということで、今回の資料を準備していただいております、本当に多種多様な活動があることもわかり、色々な条件を組合せて検討する方向性が見えてきた。

【稲垣委員】

例えば、子供会や町会・自治会も無料ではなく、免除という表現が妥当なのではないか。

【渡邊公民館長】

無料と免除の使い分けについては、この間、意見提案シートでもいただいている。例えば、公民館主催講座、市の行政使用は無料が妥当だと思う。子供会、町会・自治会が無料とするのか、免除とするのか、結論としては費用負担は生じないわけですが、どちらの言葉を使用することが適切であるか、という点についても議論していただきたいと考えている。

【本川委員長】

毎回、時間制限がある中で協議しているが、もう少し集中して意見交換ができる場を要望したい。事務局にも前向きに検討していただきたい。

5 審議事項

(1) 公民館事業の計画について

【八方事業係主査】

今回審議いただくのは、5館、18事業で、資料6の貫井北分館の事業については、貫井北分館長より説明させていただく。

【村山貫井北分館長】

3ページ目に9件、11月までの事業計画であるが、大半は連続講座である。

そのうち7件が成人学校で、地域研究や健康づくり等の中項目の柱を企画実行委員の方々と事業計画により講座を行っている。

今回、事業報告でデスクフェをフォーカスいただき、見慣れない講座であると思うが、これはコロナ前からの企画であり、コロナ最中で事業が止まる中、オンラインというツールを使うことで流れを止めないという考えもあり実施した経緯がある。その後毎年1から2回行っている。先ほどの同講座であるかとの質問は、同様のものである。2004年にスイスから始まった試みで、社会学者の拡散により現在70か国ぐらいで展開され、日本各地でもこういった冠で講座があり、貫井北分館も図書館と公民館の連携事業として行っている。

内容としては、ただ絵本を読みながら感想をとということではなく、看護師や公認心理士、大学の先生がファシリテーターとなり、皆さんから公平に話を聞き、シェアしてお茶を飲みながらカジュアルに死に対して考え、今日から生きるところに反応させるということで参加されている。

NHKが何で知ったのかは不明であるが、図書館に取材依頼が入り全国に放送となった。

今後の講座は9月16日に定員14人で開催し、過去の傾向からはほぼ満席となる見込みではあるが、定員を増やせばという講座ではなく、14人の中でルール決め、話し合われたことは絶対に外に持ち出さないことで、死に対する考えといったことを試みている。

【川原委員】

1ページ目、貫井南分館の10月18日日曜日となっているが、金曜日ではないか。

【八方事業係主査】

申し訳ありません、御訂正をお願いしたい。

【本川委員長】

それでは、事業の計画について承認ということによろしいか。

(異議なし)

【渡邊公民館長】

資料６－２を御覧いただきたい。

市民がつくる自主講座を第６回公運審において審議し承認していただいたが、「まちの教室 ホメオパシー講座」について、８月１５日号の市報等でお知らせしたところ複数の市民から意見をいただいた。

申請時点にホメオパシーの一般的な情報として違法性がないことを確認し、市民がつくる自主講座取扱要領第２条において従来の公民館活動分野を広げ、地域や生活の課題、市民自身の手で講座の企画及び運営を行うとされており、また、同内容の講座が愛知県知立市で過去に設置されていたこと等を踏まえたものであった。

事務局としては、考え方、歴史、成り立ちなどに関する講座であれば、市民がつくる自主講座としては成立するものと考えており、しかしながら、市民からの意見等を踏まえ、改めて詳細を確認し、ホメオパシーに関しては一部の国や地域では補完医療・代替医療として認められている地域はあるものの、日本では厚生労働省や日本医学界において科学的根拠に欠けるとされ、効果や安全性については賛否があり、受講者に誤解を与えてしまう可能性からも、申請団体と講座の内容、実施回数について協議を行い、厚生労働省等の見解も踏まえ、誤解を与えることがないような内容と講座回数を変更することに了解いただいている。

申請団体、申込みをされている受講者の方々、市民の皆様にも御迷惑をかけたことをこの場を借りてお詫び申し上げたい。

申請時点における市の確認の甘さが原因と認識し、今後、このようなことが起こらないよう、適切な運営を努めてまいりたい。

具体的に現段階で考える対応策は、これまでは５館でメールを含む申請受付を可能としていたが、チェック機能が不十分果であり、今後は公民館本館のみでの受付とし、申請段階で複数職員が確認し、疑義が生じるようなことがあればヒアリングを実施するなど徹底いたしたい。また、公運審での十分な審議が行えるよう、時間に余裕を持って取り組みたい。

資料のとおり、開催回数等の見直しを承認いただいた上で実施する方向で、当該団体とは引き続き協議を進めたいと考えており、御審議の上、承認いただきたい。

【本川委員長】

今の件について質問があればお願いします。

特にはよろしいか。

(異議なし)

【本川委員長】

それでは、変更を承認するという事で手続をお願いします。

【渡邊公民館長】

御報告となるが、市民がつくる自主講座に関連する講座の実施に当たり、本来であれば、各団体に個人情報保護の取扱いについて申請者に事前に説明し、個人情報保護に関する誓約書の整備をお願いするべきところ、当該手続が行われていなかったこと

が発覚したため、後追いであるが、市民がつくる自主講座の申請者に対して誓約書を送付したところである。

5 その他

【渡邊公民館長】

前回審議会の資料の意見提案シートの趣旨について、企画政策課が開催した若者MIRAIトークで、公民館はわくわくしないから若者の居場所にはならないといった意見が出され、そういった意見を取りこぼさないよう他の部署と連携するなど対応を考えたかどうかといった意見であった。前回は把握していない部分もあり、この間、担当部署にも確認し内容を共有した。

引き続きパブリックコメントや市長のタウンミーティングなどで出された意見を庁内で一定共有を図りたい。

次に、公民館の企画実行委員の改選について、欠員であった本館、東分館に各1名を委嘱する。

【諏訪庶務係長】

次回は10月2日（水）午前10時から、第二庁舎801会議室で開催する予定である。

【本川委員長】

それでは第8回の公運審を閉会とする。御協力ありがとうございました。

—— 了 ——